

## 戦国期越前の村落構造

竹間 芳明

はじめに

先に旧稿<sup>1)</sup>で、戦国大名朝倉氏の領国である越前国の村落の実態を明らかにするために、今南東郡に含まれていた池田庄について分析を行った。その際、戦国大名権力下の中間領主層の在地支配のありさまと、庄園鎮守・村堂の分析を中心に、村落の様相についての検討を行った。しかし、名の構成、領主層と年貢取などの問題については触れることができず、多くの課題を残した。

池田庄は大きく分けて、上庄と下庄の二つ

の領域から構成されており、旧稿では主に上庄の実態の解明をめざした。一方、名の構成、年貢取の問題などに関する史料は、下庄の中に含まれていた水海村の鶴甘神社原神主家に多くが伝来している。原家は鶴甘神社の神官であり、当家が保存している文書は、本来この神社に伝来した文書と、同村の田中治(次)郎左衛門家に伝来した村方文書からなる。<sup>2)</sup>このうち、中世文書は一四二五年(応永三十二)〜一五八八年(天正十六年)にかけて二十四点ある。そのほとんどが土地の売券、譲状、預け状、渡状、替状であり、戦国末期(永祿期)から近世初期(慶長期)の移行期の村落の実態を示す史料にめぐまれている。これらの中には、戦国大名や在地領主らの発給した文書は一切存在せず、その全てが村落住人によって作成されたものである。

ところで、平山優氏は、戦国から近世への移行期の村落における地主的土地所有拡大の問題に着目し、土豪層や有力農民の動向について武田領国を事例に分析を行い、<sup>3)</sup>彼等が兵となつて離村するか、農として村に残るかはその自らの主体的選択にかかっていたと述べてい

る。そして、地主的拡大↓村落内部での矛盾の激化↓兵農分離といった従来のシエーマについて再検討の必要性を問題提起している。

一方、本文で詳細に触れるが、池田庄水海村においても、永祿期以降、顕著な地主的土地所有拡大が確認できる。これに関する史料は、前述したとおり、全てが村落住人によつて書かれており、領主層によつて作成されたものはない。すなわち、同地域の移行期の地主的土地所有拡大の状況について、領主側ではなく、あくまで村落住人側の立場から解明することが可能であると考える。はたして、越前国の一村落池田庄ではいかにして、住人たちが移行期をのり越えていったのであろうか。

以上の点をふまえ、今回の小稿では同文書を利用して、平山氏の問題提起に留意しつつ、村落住人側の立場から、当時の土地売買等の分析を通して、移行期の池田下庄の村落構造について考察を加えたい。

一、池田庄水海には、一五七三年（天正元）当時、地藏堂村・西村・上ノ村・井ノ口村・堂

（道）村・上宮地村が小村として存在していた。<sup>5)</sup> 同時期、上庄では池田氏が在地領主として支配を行っていたが、下庄には池田氏の発給文書は全く伝来していない。したがって、池田氏の支配権は、上庄に限られており下庄にまでは及ばなかったとみなせる。

下庄の支配に関して、一五三五年（天文四）に代官の存在が確認できる。同年以下の様な藤五郎国末名田頭職請文が作成されている。

乍恐以一帯申上候、

右之子細者各御い見のなされ、御かんたう

御ゆるし候に付而、殊国末名之田頭しき讓

被下候上者、於後日いさ、かふかう仕候間

敷候、万一ふかう之儀候者、為御代官被田

頭しきめしはなされへく候、其時角寛之

子細申間敷候、仍一帯之状如件、

池田下庄水海村主人

天文四年紀弍月拾五日 藤五郎（花押）

道泉御坊

氏家美作守殿

藤五郎は、父道泉から勘当を許されて、田頭職を譲られたが、今後万が一親不孝をした

ら、代官が田頭職を召し上げるという内容を記している。

史料中の代官とは、氏家美作守のことで、池田庄の上級領主鞍谷氏の被官であったと考えられる。<sup>6)</sup> ここで、代官は、年貢取収（田地の管理）を行う田頭職の任免権を保持していたことがわかる。

さらに一五六一年（永祿四）十二月二十八日付「太郎五郎兵衛田地売券」と一五六三年（永祿六）三月十八日「親兵衛名田渡状」に代官が登場している。

前者では、田地の売買に関して、売主側が「又我我子々孫々として申違乱煩申者出来候者、此証文を御代官殿御目に懸、御批判候て急度御成敗可有候、」とあり、田地売買後の紛争に際して、代官がその裁定に関わっていたことを示している。後者では、「但此田地ニ御服五百六十七文、納所害貫捨文、漆銭十五文、吉書五十文、御代官江、」とあり、代官の役割として、御服（公事）・納所（年貢）・漆銭・吉書費用の徴収があった。代官の主人鞍谷氏は、一四八六年（文明十

五八一年(天正九)の佐々成政の越中分封に伴い、越中へ移徙するまで、池田庄の上級領主として支配を行っていたと考えられる<sup>10)</sup>。

以上のように、越前守護斯波氏の系譜を引く鞍谷氏が池田庄の上級権力として存在し、上庄は在地領主池田氏が支配を行い、下庄は鞍谷氏の代官が支配を行っていた。そして一五三五年(天文四)段階での代官は、鞍谷氏の被官と目される氏家美作守が就任していた。池田氏、さらに氏家氏などの代官は、ともに上級権力鞍谷氏の配下であり、それぞれ上庄・下庄の現地支配に当たっていたことがわかったが、在地領主や代官が支配、管理していた現地の村落構造はどのようになっていたのであろうか。

一、  
鞍谷氏が越中へ移徙する前年である一五八〇年(天正八)に次のような田地渡状が書かれている。

我等谷中へ上申分  
一、ミヤ谷まへはしのかつめ、ミち上下二あり、  
一、まん所屋しき、有つほミつもと二有

竹間 戦国期越前の村落構造

一、すけもと谷ひへ田 右三カ所之本せん  
六百六十畝文也  
以上

右之分、そう谷へ渡し申上者、いらん申間敷候、如件、  
天正八年十二月十七日 水ミ村之 水ミ村  
惣谷中  
まいる<sup>11)</sup>

この渡状から、代官の支配拠点であり、村人の共同施設とも考えられる政所の存在が確認できる<sup>12)</sup>。さらに、文中のすけもと谷に関してであるが、水海村にはもともと、助元名という名称を持つ名田が存在しており、一五

八〇年段階で既に名とは別に谷の名称が使われていることを示している。

水海村の名田の存在は、一五七三年(天正元)の国末名まで確認できる<sup>14)</sup>。松浦義則氏は、十六世紀水海の名は解体と持統の二側面を含んでいると指摘しているが、戦国末期の一五八〇年(天正八)には、土地と家を所持し村の自治に参加する資格を有する村落構成員である惣百姓の連合体であった惣谷中が存在し

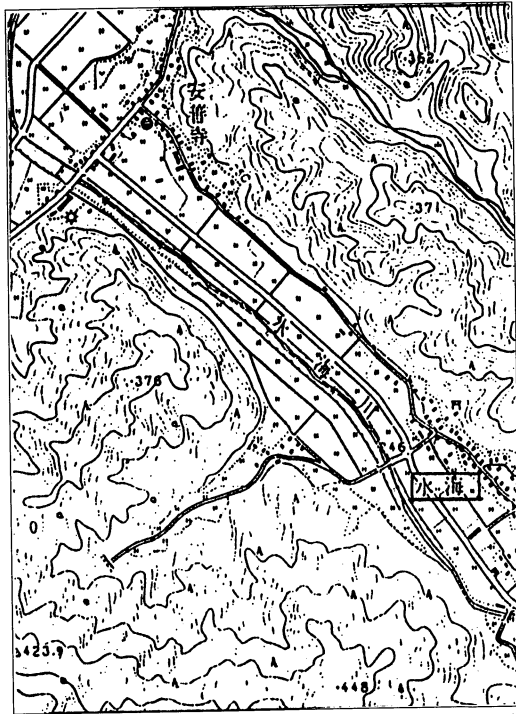


図1 (1 : 25,000 稲荷) 国土地理院

ていたのである。すなわち、谷が村落の自治組織として出現したことを物語っている。渡状の中の「ミヤ谷」「すけもと谷」もその一つであろう。おそらく天正期を境に、名の解体過程の中で、各名が谷へと移行したものと思われる。そもそも、水海の地形は、足羽川支流の水海川をはさむ谷として発達していた。(図1参照)したがって、名が解体する中で、村落自治組織として谷の名称が登場することは自然な流れである。そして、各谷が連合した水海村の惣百姓の自治組織が「水海村惣谷中」であったと考えられる。ちなみに、近世初頭の一六〇〇年(慶長五)九月十八日付の「左衛門二郎田地請取状」には、「少や<sup>公方</sup>くほう様谷のなみに可仕候、」とあり、当時谷が、「国なみ」「郡なみ」「郷なみ」と同様な使われかたをしており、一定の地域の単位としての位置を占めていたことがわかる。各谷の名称の変化の時期を確定することはできないが、既に一四七七年(文明九)十二月二十日の名田売券に、「御百姓中の名田」と記されており、その署名者一四名中に、「いへふささひやうへ」「貞まささへもん」「かう

三郎ひやうへ」「すけとう五郎衛」「すけもと衛」「くに末さへもん太郎」の様に名の名称を付けている者があり、既にこの当時、名主を中心とした各名の連合組織である「御百姓中」が存在していたことがわかる。この御百姓中こそが、水海の自治組織惣谷であったことが推定される。すなわち、中近世の移行期において、名の連合体惣谷惣の連合組織である「惣谷中」へと変換し、これが少なくとも近世初頭まで存在していたのであった。この名の解体過程に伴う水海の自治組織の変化、すなわち「御百姓中」↓「惣谷中」への変化に対して、戦国大名、在地領主などの権力が関与した形跡は全くない。つまり、水海の惣の構成は、あくまで住人の主体的意志決定によって形成されており、決して権力側の政策によって現実化したものではない。それでは、惣谷中の下部組織である、水海村の小村の自治組織である惣は、どのように運営されていたのであろうか。そこで、小村の一つであった西村の事例を取りあげてみたい。

永代下申西村御地蔵之御神田之事

合式ヶ所者 分米四石也、但四方からみわその御は、へある二仍て兼西申候者、

右之田地者、不作有ニ付て分米壹石八斗二

相定申、永代おろし申候、但不作ほり明候

共違乱煩有間敷候、但未進有付て者村衆へ

進退可申候、仍而永代之下状如件、

おろし主西村惣代道善(花押)

元龜參年正月十九日下田中(花押)

良光左衛門(花押)

彦九郎兵衛(花押)

善空兵衛(略押)

上田中兵衛太郎(花押)

下田中

次郎右衛門殿<sup>18</sup>

西村には、村が共同管理をする、個人の所有物ではない村持の地蔵堂があり、神事を共同に行っていたことが窺える。地蔵堂の神事費用拠出の為の神田は、もともと村衆が進退していたが、「不作有ニ付て」ニヶ所を、下田中次郎右衛門に対して、永代にわたり小作に出した。その時の神田のおろし主小作に出した主は、道善ら六名の惣代である。つまり、地蔵神田は村衆が進退していたが、具体

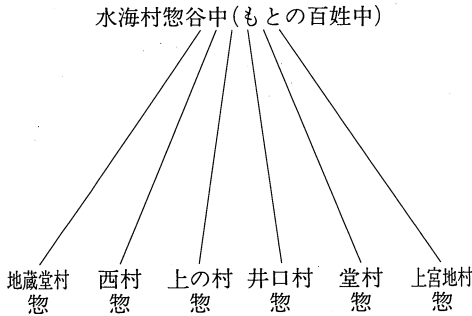


図 2

的には村衆の代表である惣代によって共同管理されていたのである。この六名中、名字を冠する者が、下田中、上田中兵衛太郎の二名、花押を署した者が五名で、善空兵衛が略押を署している。このように、惣代の中にも階層差が見い出される。

以上の点から、水海村の小村西村は、地蔵堂に結集した村衆により構成されており、その運営は代表者である惣代によって行われていたことが推定できる。惣代は惣の代表が存

上、西村が自律的集団惣であったことがわかる。井口村については不明であるが、おそれる。西村は、彼等の結果の中には、善空兵衛織である惣代を中心として存立していたの如く略ものと思われる。西村の例からすると、各惣押を署する者が含まれているものが「御百姓中」であり、やがて戦国期に近

り、必ずしも惣代が上層農民のみで構成されていたわけではなかった。西村においては、惣代は特権階級である上層農民の独占的地位を表すものではなく、あくまで村衆から選ばれた惣の代表者であったとみなせる。

先に紹介したように、一五七三年(天正元)段階には、水海村には小村として西村以外に、地蔵堂村・上の村・井ノ口村・堂村・上宮地村が存立していた。地蔵堂村、堂村、上宮地村はその村名が示す如く、村堂や村の宮(社)が存在していたことがわかる。また上の村では、一四八一年(文明十三)二月十二日上ノ村之住人めうれんが、「百文島お永代うわの村たうちやうやしきにきしぬ仕候うへ」とあり、ここでも道場の存在が確認できる。井口村については不明であるが、おそれる。西村は、彼等の結果の中には、善空兵衛織である惣代を中心として存立していたの如く略ものと思われる。西村の例からすると、各惣押を署する者が含まれているものが「御百姓中」であり、やがて戦国期に近

世の移行期に「惣谷中」へと変貌していったのである。

以上、水海村の支配構造、村落構造について分析を行ったが、次節では年貢などの租税取得の問題、さらに地主的土地所有拡大について土地に関する売券、譲状、預状をもとに、考察したい。

三、

前述した如く、戦国期の池田下庄では上級権力鞍谷氏の代官が、年貢・公事・吉書費用を徴収していたが、代官の下で年貢徴収は田頭が行い、公事徴収は番頭が行っていた。

一五三五年(天文四)三月十五日付「浄観屋敷譲状」には、

ゆつりわたす江三郎名之内、めうけう屋しき老所、年貢米式斗五升之内五升ハ公方年貢也、親名衛門次郎方へとるへく候、残而内徳式斗之内老斗分永代ゆつりわたす処実正也、衛門次郎かたより知行すへく候、とあり、浄観は左衛門三郎に江三郎名のめうけう屋敷一ヶ所を譲り渡した。この地の年貢米は二斗五升で、この内公方年貢は本年貢(領主である鞍谷氏へ納める年貢)は五升で、

これは親名主である衛門次郎方へ納めなくてはならないと定めている。

水海村の名は、「合かう三郎名八分一」

「国末名十六分一」「清友名四分一」のように分数に分割されていた。これら分数分割名を統轄し、名の公方年貢徴収の任にあたって

いたのが、衛門次郎などの親名主であった。ところで、浄親は三年後の正月二十四日に

も左衛門三郎に家房名二十分一を譲り渡して

いる。このように、個人が複数の異なった親名に属する分数分割名の個別進退権を保持して

いたことがわかる。親名主は、各分数分割

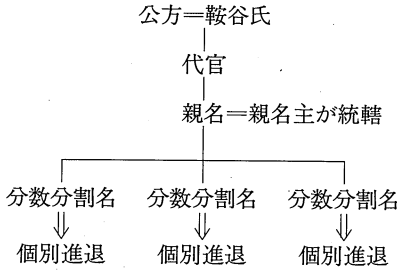


図 3

名から、田頭として年貢を徴収し、番頭として公事を徴収していた。それら分数分割名か

ら徴収した年貢・公事を親名としてまとめて、代官に納めていたのである。

次に、土地の移動と税の問題について具体的に分析し、土地をめぐる税負担の複雑な関係を整理してみたい。

① 永代譲渡家房名之内下地之事

合壹所者有坪ハめい月野、東ハ延友名を境、南ハ郷を境、西ハ岸を境、北ハみちをさかいなり

右彼下地ハ、雖得讓親ニテ候者より、我々

子ニテ候五郎ニ永代譲渡所美正也、斗代ハ

式石五斗、此内壹石式斗五升、又此内より

五升公方年貢沙汰候て永代知行可有候、段

銭ハ半分なり、此外ニ臨時天役万雜御公事

など一円ニある間敷候、又子々孫々又ハ名

つれなと申候て、菟角違乱煩申者出来候

ハ、公方地下之御此判として堅たうそく

の御罪科可有候、其時一口之子細申間敷候、

仍為後日永代之讓状如件、

永正十三年十二月三日 妙忍(略押)

讓主井口村之住人

② 永代預ケ申清友名四分一之事

合四分壹者、石價次郎衛門分 右彼御名者現銭七百文れいにて永代あつけ

申候、但此名ニ御服式兩分番頭方へ納所、壹貫八文八幡放生会、七升飯米、三升餅米、

三升酒米、於此外ニ臨時天役ある間敷候、

此御名内地子上米御つなき候て沙汰召れへ

候、但違乱煩申者候ハ、くら谷殿御

らうをふんしさせられ候、証文我ら方に御

さ候程ニ、何時にて候へ御公方御目かけ、

急度御成敗可有候、仍状如件、

此名内より我々五百文本、永代進退候て此外壹粒壹銭取申間敷候

永禄参年十二月十八日 大兵衛(花押)

水海村

下田中左衛門殿

まいる

①、②の二つの讓状と預け状から、名田の

所有権の讓渡に伴い、租税負担の義務が新し

い所有者に移行していることが確認できる。

すなわち、土地所有権とそれに伴う一定の諸

年貢、雑税の負担義務は一体化していたので

ある。これによって、諸年貢、公事の收取体

形が維持されており、租税が完納されていた。

一方、公方年貢、段銭、御服、八幡宮の神事

費用など一定の諸年貢、公事は完納が義務づ

けられているが、それ以上の諸税、臨時の雑税に關しては、「此外ニ臨時天役万雜公事なと一円ニある間敷候、」<sup>23</sup>「於此外ニ臨時天役ある間敷候、」というように、収奪されることは抑制されていた。このような体制によって、租税徴収における在地秩序が形成されていたのである。この在地秩序の保証者が、「公方地下」「くら谷殿」であった。在地秩序の維持者、保証者として公方（二）鞍谷氏と地下が対立することなく併存していたのである。ちなみに水海村において、讓状、売券等の罪科文言に裁許の主体として地下が加わっているのは、一五一六年（永正十三）を上限としており、これ以降は、もっぱら裁許の主体は公方（一）になっていく。公方（一）領主（一五八一年までは鞍谷氏）の存在理由の一つが、在地秩序の維持であり、これは決して領主側の一方的な施策ではなく、むしろ村落住民側から求めた役割であった点が重要である。すなわち、文明期以降在地の住民間では土地の所有権をめぐり、「子々孫々又ハ名つれなと申候て、菟角違乱煩申出来」といった状況（三）に激しい矛盾、紛争が頻発しており、これを収拾させる

能力を持つ裁定者が必要としていたのである。ところで前に述べたように、池田下庄において、永禄期以降地主的土地所有拡大が顕著になる。具体的には、一五六〇年（永禄三）一六〇〇年（慶長五）にかけて、下田中次郎左衛門が土地を集積している。図4に、この土地集積についてまとめてみた。（典拠文書は、全て『鶉甘神社原神主家文書』『福井県史』資料編6である。）

年代、前後関係からみて、下田中左衛門、下田中左衛門次郎、下田中次郎左衛門は同一人物か、同じ一族の者であろう。下田中左衛門次郎は、殿と称されているので、地侍層な（一）いしは、有力農民（二）親名主と考えられる。ちなみに、下田中次郎左衛門家は近世の田中治郎左衛門家のことと考えられ、同家は代々庄屋などの村役人を勤め、鯖江藩の大庄屋になったこともある。永禄期以降、下田中家に土地が集積する背景は何であったのだろうか。

二節で触れたように、一五七二年（元龜三）一月十九日付で西村の道善ら惣代六名は、下田中次郎右衛門に対して、「不・作・有・二・付

文書No	年月日	元の所有者	土地の集積内容
13号	1560(永禄3)12.18	谷口大兵衛	→下田中左衛門へ清友名四分一を七百文で永代預ける
14号	1561(永禄4)12.15	堂村太郎五郎兵衛	→下田中左衛門二郎へ助邊名三十二分一を壱石貳斗で永代売渡す
15号	1561(永禄4)12.17	水海村つばえ内太郎五郎	→下田中左衛門二郎へすけとう名三十二分壱を壱石壱斗で永代うりわたす
16号	1561(永禄4)12.28	堂村太郎五郎兵衛	→下田中左衛門次郎へ助邊名抜地を壱斗で永代売渡す
17号	1562(永禄5)4.17	忠見相久	→下田中所へ田地を永代預ける
18号	1563(永禄6)3.18	谷口親兵衛	→下田中左衛門へ清友名四分一を貳貫文で永代渡す
19号	1565(永禄8)6.2	井口村六兵衛太郎	→下田中左衛門次郎へ定末名四分一抜地を永代売渡す
21号	1573(天正1)12.27	上宮地村小四郎	→下田中次郎左衛門へ国末名八分一を永代渡す
23号	1588(天正16)12.10	賀宝社祝与左衛門	→下田中二郎左衛門尉と田地を永代替る
24号	1588(天正16)12.15	井ノ口村しんかうの左衛門三郎	→下田中二郎左衛門尉と田地を永代替る

図 4

て。<sup>26)</sup> 西村御地蔵之神田二ヶ所を小作に出した。

これに先だつ一五六二年(永禄五)四月十七日付「忠見相久田地預け状」<sup>27)</sup>には、「右之田地ハ、先作種々わひ事申候共」とあり、作柄が悪い状況が窺える。

藤木久志氏は中世の飢饉、凶作のデータベースを作成し、特に戦国時代の永禄年中(一五八〇)には、全国的に深刻な飢饉の状況であったことを指摘している。<sup>28)</sup>特に、一五六一年(永禄四)には加賀では「天下大疫病、多死」という状況(出典は『産福寺年代記』)であった。藤木氏のデータベースには越前についての記載はないが、隣国加賀についての状況から、同年越前においても疫病が流行り、多くの死者が出たことは想像にかたくない。疫病が蔓延し、死者が大量に出れば、当然農作物の収穫にも少なからず影響を及ぼすであろう。すなわち、翌年一五六二年(永禄五)の段階で、前年の作柄が悪いという状況が出現していても不思議はない。

さらに、一五七二年(元亀三)段階でも、村衆が進退する神田が不作になっていること

が確認できる。これらの点を考え合わせると、土地所有権の移動、集積が、凶作を転機としていると推定される。すなわち、凶作によって、農民らが年貢、公事を完納することが不可能となった。その打開策の一環として地主的土地所有拡大が展開していったものと考えられる。先に述べたように、土地所有権が変更されれば、諸年貢・雑税の負担義務は、新たな所有者へと移行した。これによって、年貢・公事の收取体制が維持されていたのである。売主、預け主は、土地を手離すことにより、その土地に伴う貢納義務から解放されたのである。その結果として、村の有力者である下田中左衛門次郎において、地主的土地所有拡大が顕著になったものと考えられる。まさに、地主的土地所有拡大は、農民等が凶作、飢饉をのりこえ生き残るためのシステムだったのである。

先述した様に一四八六年(文明十八)―一五八一年(天正九)まで、池田庄の上級領主として鞍谷氏が存在したが、その後池田庄を含む今立郡の支配者は、何度か変遷していったが、鞍谷氏から、一六〇〇年(慶長五)九

月十八日当時の支配者に至るまで、<sup>29)</sup>地主的土地所有拡大の当事者である下田中左衛門次郎が、武家被官になった形跡は全くない。また、下田中氏以外の有力農民に關しても、武家被官になった者は一人も確認できない。彼等が水海村惣谷中で指導的地位についていたとしても、さらに武家被官となることで、支配的地位に上昇することを指向していたとはみえずことはできない。

下田中氏は、戦国末期に顕著な地主的土地拡大を行ったが、領主化への道は一切指向せず、近世に至って庄屋になったのである。ここに、戦国大名権力や織豊政権による上からの強制は一切みられない。つまり、池田庄水海村の有力農民にとって領主化は、従来考えられていたほどのメリットはなかったものと思われる。ここで公方領主は、あくまで土地をめぐる紛争の裁定者として期待されていた存在であり、各小村に惣の連合組織である惣谷中の維持のために有力農民が、公方やその配下の武士の被官になる必要はなかったのである。戦国末期から、近世にむけて水海村にとって必要だったのは、惣谷中の維持で



あり、有力農民の領主化ではなかった。

ところで、武田領国の郷村の分析を通して平山氏は、村落上層民を「小領主」とは据えない立場を取っている。<sup>30</sup>その理由の一つとして、村落上層民のみが武力を独占的に保持しておらず、郷村全体が武力を日常的に保持していた点をあげている。

越前においても、村落住民が武力を日常的に保持していたことは、いくつかの事例から確認できる。<sup>31</sup>

一五七五年（天正三）の織田信長による越前再制後、越前の軍事指揮権を与えられた柴田勝家は、本願寺派一揆の蜂起に備え、越前各地で反本願寺勢力である高田派寺院とその門徒に対して、刀などで武装することを奨励している。<sup>32</sup>

① 以上

今度下間筑後法橋被討捕、忠節無比類付而、其方門徒帰参人之儀、可有御進退之旨、勝家折席を被遣之候、并黒目・米納津・野中・下野此四ヶ村之者共、腰刀武器等致用意、弥可忠節旨、被申出候条、被成其心得、可被申付者也、仍如件、

参

十月十八日  
称名寺  
床下

②  
（黒田勝家  
黒印）

端書無之、

当御門徒大坂各別旨被聞召届候、然上者、兵具嗜御忠節肝要候、自然下々乱之儀於在之者、相拘可有御注進候、殊御門家中、為印押判被遣候由尤二候、恐々謹言、

佐久間玄蕃助

（天正四年）  
五月廿三日  
高田

専修寺

玉床<sup>33</sup>

①では、坂井郡黒目の高田派称名寺が、一

向一揆の惣大将である下間頼照を討ち取ったことを褒められている。その上で本願寺派一揆に対して、黒目など称名寺門徒の四ヶ村の者共が、腰刀武器等を用意し忠節を尽したいとの要望が許可された。

②でも、高田派専修寺門徒に兵具を備えて

忠節を尽すことを命じている。

①、②ともに、反本願寺派である高田派寺院の門徒が、武器を常備し、織田政権もこれを奨励し、敵対勢力である本願寺派に対して臨戦体制にあったことを示している。

ちなみに、池田下庄は大野郡の高田派折立称名寺の勢力範囲で、ほぼ一〇〇%高田派の門徒であったと考えられる。<sup>34</sup>折立称名寺があった大野郡の三分の二は、当時金森長近が支配にあっていたが、その家臣遠藤惣兵衛は折立称名寺に対して、「下々刀之儀、今時分之事候間、不苦候間、もとめ候ても御さ、せ可然存候」と称名寺配下の者に購入してでも刀を差させるのが大事であると指令している。<sup>35</sup>おそらく、折立称名寺配下の池田下庄水海村にも同様な指令が下されたものと思われる。

下々の者にまでわざわざ刀を購入させるということは、一般の村衆（村の自治に参加する資格を有する村落成員）は、当然常時武器を保有していることになる。さらに、戦いに備えて兵具を用意するだけでは、いざという時に充分対応することはできない。日常的に

村として軍事訓練する必要があった。<sup>36)</sup>

このように、高田派寺院折立称名寺配下の水海村では、敵対勢力である本願寺派の蜂起に備えていたものと考えられる。その際、最前から繰り返し返しているように、村全体として兵具を用意し、軍事訓練する必要があった。すなわち、下田中氏に代表される有力農民のみが武力を独占して合戦に参加していたわけではなく、支配者側も村としての武力保持と村の自衛を奨励していたことがわかる。この武力保持は、①でみたとおり、あくまで村側の主体的対応、慣行であり、支配者である織田政権が強制したものでない点に注意したい。

以上のように、平山氏が武田領国の郷村で指摘した如く、武力の保持という関点から見れば、池田下庄水海村の有力農民層も、「小領主」としてとらえるべきでないと考ええる。

一節で触れた様に、池田庄は戦国大名朝倉氏の直接的な支配が及ばず、越前守護の系譜を引く鞍谷氏が上級権力として存在し、その配下の池田氏や代官が現地の支配にあたっていた。越前では文明期（一五世紀後半）以降、朝倉氏が国人層の広汎な被官化に成功し強力

な農民支配権を確立していた一方で、<sup>37)</sup>このように池田庄は朝倉氏領国の中でも特異なものとなっている。その中で、有力農民らは、ついに武家被官になることはなく、農民として村に残る道を選んだのであった。地主的土地拡大も、有力農民と村落との対立、分裂を生みだすものであるとすれば、結果として何故、離村し武家被官になる者が一人もいないといった現象がおこったのであろうか。結局、水海村において有力農民を在村させる方向に導いた地主的土地拡大とは、村落内部での兵農分離を推進する条件にはならなかったことを示している。すなわち「小領主」として位置づけることはできない水海村の有力農民は、戦国末期に土地集積を行い地主化していくが、前述の如く、これはあくまで凶作・飢饉といった村全体の危機的状況を乗り越えるための方策であつたと言えよう。ここに、村落内部において対立・分裂を生む余地はなく、まして、土地を集積し地主化した有力農民が武家の末端として、領主化する必然性はなかったのである。

戦国末期越前では、一五七三年（天正元）の朝倉氏滅亡以後、戦乱がうち続き、政権が短期間に変遷していき、近世初頭まで領主が目まぐるしく変化している。池田庄においても、上級領主鞍谷氏は最終的に一五八一年（天正九）に越中へ去っていったと考えられ、その配下の在地領主池田氏は、既に一五七二年（元龜三）に滅亡している。氏家氏ら鞍谷氏代官の去就は不明である。この様な激動期に池田下庄水海村では、村堂を拠点に結集した村衆の代表である惣代によって、村の下部組織である惣小村が運営されていた。各惣の連合体は、名の解体過程に伴い「百姓中」から「惣谷中」へ変化していった。この変化は、村落住民の主体的な意志決定によるものである。

永祿期以降水海村においても、地主的土地所有拡大が顕著になるが、土地の売券・譲状・預り状の分析によれば、土地所有権と諸年貢・雑税負担の義務は一体化しており、新たな土地所有者が、土地に賦課される租税負担の義務を負っていた。これによって諸年貢・公事の收取体系が維持され、在地秩序が

まとめ

維持されていた。地主的土地拡大は、当時の凶作・飢饉を契機としていると考えられる。売主・預け主は、土地を手離すことにより、一時金や米を得たうえで貢納負担から解放された。地主的土地拡大は、あくまで凶作、飢饉を乗り越えるためのシステムであったと位置づけるべきである。少なくともこの過程の中で、土地集積を行った有力農民と村落との間で、対立・分裂を見出すことはできない。さらに、地主化した有力農民下田中氏は、「小領主」として位置づけるべきではなく、同氏は一貫して、領主化の道は指向することではなく在村し農としての道を進み、近世に至り庄屋となった。武家被官となることで領主化することの価値とは、村落においてどれほどの意味を持ったのか疑問を持たずにはおれない。

本文で触れた様に、水海村は真宗高田派の配下にあつたものと考えられるが、ここで注目されるのは、高田派と敵対していた本願寺派門徒の動向である。

朝倉氏滅亡の翌年一五七四年(天正二)越前では、織田政権内部の対立に乗じて、一揆

勢力が蜂起し国内の大半を制圧し、やがて本願寺政権が成立する。しかし、本願寺門徒等は、大坂から下向してきた本願寺政権の支配者である坊官や地元の大坊主に對し不満を持つようになる。「坊主達ハ後生ヲコソ頼タレ、或ハ下部ノゴトク荷ヲ持セ、或ハ下人ノゴトク鍵ヲカタネサセ召使フル、事一向不心得次第ナリ」といふ彼等の云様こそ、当時の一般農民の本心ではなかったか。坊主の存在理由は、門徒の後生を保證することであり、領主として支配権を行使することではなかったのである。水海村において有力農民等があくまで、在村の道を選び、領主化を指向しなかつた理由を解く鍵が、この辺にあるのではなからうか。

## 注

- (1) 拙稿「戦国期越前における領主層と村落」『戦国史研究』29号
- (2) 「鶴甘神社原神主家文書」解題「福井県史」資料編6 以下「神社文書」と略す。
- (3) (2)と同じ
- (4) 平山優「戦国大名領国下における郷村の構造について」『年報中世史研究』19号

- (5) 『池田町史』、松浦義則「柴田勝家の越前検地と村落」、『戦国大名論集』17織田政権の研究、ただし、各小村の初見年代はそれぞれ異なっている。
- (6) (1)と同じ。上庄の支配に当たっていた在地領主池田氏は、一五七二年(元龜三)織田氏に内通した廉で、朝倉義景に成敗され滅亡している。
- (7) 「神社文書」八号
- (8) 松原信之「越前国池田庄と池田氏」『福井県地域史研究』第10号。なお鞍谷氏については、松原「朝倉史雑録」『福井県地域史研究』第8号に詳細に述べられている。
- (9) 「神社文書」一六号、一八号
- (10) (1)、(8)と同じ
- (11) 「神社文書」二二号
- (12) 戦国期政所の役割については、藤木久志「戦国の作法」参照
- (13) 『池田町史』
- (14) 「神社文書」二四号。水海村の名称の名称に関しては、一四二五年(応永三三)〜一五七三年(天正元)まで、江三郎名、助元名、定政名、国末名、家房名、清友名、助友名、定末名が確認できる。(『池田町史』)
- (15) 松浦前掲論文
- (16) 「神社文書」二五号
- (17) 「神社文書」三号
- (18) 「神社文書」二〇号
- (19) 「神社文書」四号
- (20) 「神社文書」八号、一三号、一四号、一五号

- (21) 「神社文書」九号
- (22) 「神社文書」三号、六号、一三号など
- (23) 「神社文書」一〇号
- (24) ①「神社文書」七号、②「神社文書」一三号
- (25) 「神社文書」解題
- (26) (18)と同じ
- (27) 「神社文書」一七号
- (28) 藤木久志『雑兵たちの戦場』
- (29) 下田中左衛門次郎が関与する土地問題関係の文書は、一六〇〇年(慶長五)九月十八日付「左衛門二郎田地請取状」を最後としている。(「神社文書」二五号)この請取状の中に、本文で紹介した様に、「少やくハくほう様谷のなみに可仕候」とあり、鞍谷氏とは異なる公方領主が存在していたことがわかる。ちなみに、当時の池田庄の支配者は不明であるが、府中を支配していたのは、堀尾可晴である(『福井県史』通史編3近世一)
- (30) 平山優「武田領国の郷村の乙名衆」『戦国史研究』31号
- (31) 「朝倉始末記」『蓮如 一向一揆』
- (32) 拙稿「一揆文字瓦の年代比定」『若越郷土研究』40-6
- (33) ①「称名寺文書」二号『福井県史』資料編4  
②「法雲寺文書」四〇号『福井県史』資料編5
- (34) 辻川達雄氏の御教示
- (35) 「称名寺文書」九号『福井県史』資料編7、この文書の日付は二月十六日で年代は不明だが、状況から判断して、一五七六年(天正
- (36) 以降のものであると推定される。  
四) 十五世紀以降、村々は自らの生活をかけて、武力を日常的に保持し、ふだんのナワバリ争いのなかで、有事の際の対応を確立していた。(藤木久志『戦国の作法』)
- (37) 重松明久「越前一向一揆について」『中世社会と一向一揆』
- (38) (31)と同じ